

平成24年第1回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成24年3月15日（木曜日）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号） |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 西郷村課設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 西郷村震災復興基金条例 |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 西郷村東日本大震災復興交付金基金条例 |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 西郷村暴力団排除条例 |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 西郷村税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第11号 | 西郷村老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例 |
| 日程第12 | 議案第12号 | 西郷村介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第13号 | 西郷村営住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第14号 | 西郷村集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第15号 | 西郷村公民館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第16号 | 西郷村道路線の認定について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 区域外市道路線認定の承諾について |
| 日程第18 | 議案第18号 | 指定管理者の指定について（高齢者生活支援センター及びデイサービス） |
| 日程第19 | 議案第19号 | 指定管理者の指定について（温泉健康センター及び家族旅行村） |
| 日程第20 | 議案第20号 | 平成24年度西郷村一般会計予算 |
| 日程第21 | 議案第21号 | 平成24年度西郷村墓地特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第22号 | 平成24年度西郷村国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第23号 | 平成24年度西郷村土地造成事業特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第24号 | 平成24年度西郷村公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第25号 | 平成24年度西郷村農業集落排水事業特別会計予算 |

- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度西郷村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度西郷村介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度西郷村水道事業会計予算
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度西郷村工業用水道事業会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度西郷村一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度西郷村墓地特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 平成 2 3 年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 平成 2 3 年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算
（第 5 号）
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 5 号）
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算
（第 4 号）
- 日程第 3 7 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度西郷村水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 8 議案第 3 8 号 平成 2 3 年度西郷村工業用水道事業会計補正予算
（第 5 号）
- 日程第 3 9 報告第 1 号 専決処分の報告について（専決第 1 号）
- 日程第 4 0 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 1 発議第 1 号 西郷村原子力損害賠償対策審議会条例について
- 日程第 4 1 請願・陳情に対する委員長報告

◇総務常任委員会

- 陳情第 4 号 西郷村ニュータウン（大字熊倉字東高山 1-3 3 6）付近の
分譲地に対する陳情書（継続審査）

◇産業建設常任委員会

- 請願第 1 号 上新田墓地周辺村道 5 0 1 1 号線と墓地内中道舗装整備につ
いて
- 陳情第 1 号 福島県最低賃金引き上げと早期発効を求める意見書の提出の
陳情について
- 追加日程第 2 発議第 2 号 福島県最低賃金引き上げと早期発効を求める意見書の提出に
ついて
- 日程第 4 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 4 3 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 4 4 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

- 日程第 4 5 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 4 6 放射能対策特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 4 7 家族旅行村指定管理業務委託に関する調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 4 8 例月出納検査結果及び平成 2 3 年度定期監査結果報告
- 日程第 4 9 閉会

・出席議員（18名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 徳田進君	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
会計管理者兼 会計室長	真船和憲君	参事兼 総務課長	大平一美君
税務課長	金田昭二君	住民生活課長	藤田雄二君
参事兼 福祉課長	君島喜弘君	参事兼 健康推進課長	円谷文雄君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	金田勝義君
建設課長	高橋廣志君	企画調整課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	水野由次君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	皆川博三君

・本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 庶務係長	藤田哲夫
主任主査	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ここで、発議1件、議案1件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番、議長にお尋ねを申し上げますが、今回追加提案された議案について、その内容について、お知らせ願いたいと思います。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前10時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午前10時03分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま議長に発言を求められておりますので、議案1件の内容でございますが、西郷村監査委員の選任についてであります。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、議長のほうから、監査委員の選任ということで、これは恐らく地方自治法の196条による議会選出の監査委員のことであろうと思います。そうしますと、私も今朝方、議会事務局に寄りましてところ、そういったことがちらっと聞いたものですから、ちょっと突然になんだということで非常に疑問に思ったんですが、通常ですと、これは総務課長が議会事務局を訪れて、前もってこういった案件が追加提案されますということで、これもまた議会運営委員会等においてきちんとお話をされて、議事日程の中に加えていくというのが通常のルールであるわけです。それが、今回は突然、今日本会議、そして、また突然に監査委員の選任同意が求められる議案が出たということでございまして、議長としてこのようなルールを許すということは私はあまり好ましくないと。議会は住民の代表であるわけですから、それなりにきちんと村長は議会に対して敬意を表し、そしてきちんと誠意を持って対応すべきで、唐突にこういったものを出すということは議会に対する、やはり議회를軽視しているとは私は見ざるを得ないと思います。

そこで議長にお伺いしますが、今回のこの議案について事前に今日ではなくて、事前に村長からご相談があったのかどうか、ひとつはお伺いしたい。また、議会運営委員長にお伺いしたところ、この案件については何ら報告を受けていないと、私も今朝方分かったということなものですから、大変由々しき、正常な議会を目指すのであれば非常に問題があると思っておりますので、議長から、議長はこの件について事前に

知っていたかどうかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 議長に発言を求められておりますので、暫時、副議長と議長席を交代いたします。

副議長、議長席をお願いします。

（議長交代）

○副議長（大石雪雄君） 再開いたします。

（午前10時07分）

○副議長（大石雪雄君） 議長を交代いたしました。

議長の発言があるということで、議長は前の席に来て発言をしていただきたいと思います。議長、18番鈴木宏始君。

○18番（鈴木宏始君） ただいま15番議員よりお尋ねがございましたが、正式にこの件について知ったのはいつかということでございます。本日、議長室に入って、本日の日程を見た時点でございます。以上です。

○副議長（大石雪雄君） 議長の答弁が終了いたしました。

議長席を議長と代わります。

◎休議の宣告

○副議長（大石雪雄君） 暫時休憩いたします。

（午前10時09分）

（議長交代）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時10分）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番、議長に私はお話をしたいと思うんですが、我々は本当に選挙によって選ばれて、2万村民の一応代弁者であります。ですから、この西郷村議会というのは、それだけに住民の議会、住民の方々が集まって村のことを決する非常に重き場所でありまして、また議員バッジを付けた以上、ものを自分個人の利害ではなくて住民に軸足を置いて、住民にとってそれが正しいか、村にとってそれがいいのかという、そのような気持ちで皆さん、私は議論し、また採決、そういったものについてもやっていると思っております。この村の最高の議決機関でありますこの議会において、私は、その監査委員に同意を求めることについては何の恨みもないし、逆に私は、これほど人がいい人だったのかと思うほど、私も見直しておる方でございます。しかしながら、以前の議会でやはり否決をされたということ、この方を再度ここにまた何ら相談しないで、何ら議会にも説明責任を果たさないで、そして、ここで唐突に出して、さあ採決しろ、同意しろということは、あまりにも村長は傲慢すぎる。村民の代表機関であるこの議会に対して、私は傲慢であるし、議会を軽視していると思えるを得ません。ましてや議会を代表する議長が、今朝議会事務局に来て初めて分かるというような、このようなことは私も30数年議会議員をやっておりますが、初

めての経験であります。確かに地方自治法196条では、この選任同意を求めることは、これは村長の権限であります。権限であるけれども、この議会から監査委員を選ぶという、その法律の元々のその趣旨というのは、我々の議会議員を代表して、その村政執行がきちんと行われているかどうかについてチェックしてほしいということでの、議会議員を代表する監査委員なわけで、村長の代表ではないんです。議会議員を代表する監査委員なんです。だから、議会の議員の同意、またそういった、やはりお話しして、村長が説明をして、議会に事前に、やはりそのような同意をもらうということが一番私は望ましいと思っているし、事実、この議員必携読んでみますと、このような条文が入っております。最近、議員の監査委員の人選にあたって、町村長から議会に対し委員は議会議員の委員、議会議員の監査委員ですね、委員は議会で推薦してほしいとの申し出をする町村が相当多くなっている。その場合は、町村長の申し出を受けて全員協議会等で協議し、1人を選んで推薦し、これを町村長が提案して同意を求めることになるということで、このようなことが増えております。というのは、それは、やはり執行側といわゆる議決側の、やはりお互いに代表する監査委員ですから、確かにその提案権は村長にあっても、やはり議会を代表する議員の皆さんの同意を得て、また我々は付託をして、そして監査をしてもらうというのが正常な私は姿であらうと思うんです。それを唐突に議長も分からない、議会運営委員長も分からない、本会議の今朝の今朝になって同意しろということは、正に私は村長の傲慢だと思います。これは決して私は、こういった議会運営をやる以上、当初予算に対しても我々が唐突に反対、理由もなく反対するということになっても、これは同等のこのような行為ではないかと思えます。やはり紳士的に、ましてや村長が笑顔のある村づくりを目指すのであれば、当然に議会と村長との間で少なくとも議会で議論は真剣であったとしても、議会外では笑顔で交わせるような人間関係を構築していると、そういう姿勢は村長にとって私は必要だと思います。このままの審議は、私は問題であると思えます。そういうことを村長にもしかと考えていただき、また議長に対しても、このような議会のルールの中で選任同意を議案審議することが果たして本当に正しいのか、もう1回議会の議員ともご相談をしていただきたいと、そのように思います。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前10時16分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開します。

（午前10時16分）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 16番室井であります。

突発的に村長は議案を出すということ、これはいったいどういうことなんですか。前回もそうだった、そのようなことがあったんじゃないですか。特区法案の6,300万も、これも突発的に6,300万という大きなものを出すにもかかわらず、

これは議会の審議条項、運営というものを考えて出したものではないんですよ。あのときだって、あの6,300万を認めるというからには、議会だってもろもろの手続きが必要であって、もろもろの調査が必要なんです。それを救急に出して、そして今議決してくれなんていうような、こんなことは、あまりにも村長は議会議を軽視しているんですよ。あるいは無視しているんですよ。それと同じく、村長ご存じかどうか分からないけれども、この監査委員というものは村長提案の監査委員、議会推薦の監査委員、これが別々にあることが、これが正常なんです。それで、村長が推薦して提案した監査委員は、議会は速やかに通すと、その傍ら、今度は議会が推薦して出したやつは村長は速やかに議会に提案して議決すると、そのバランスの中でもって監査委員というものを出されるのが、これが正常なんです。それを、まして一旦否決された議案を二度、三度出すということは、これは村長の真意を疑わざるを得ないんですよ。なぜ、そういうことをやるかということ。これは村民に聞かせてご覧なさい。村長が、この会計処理の中でもって、それで、ここでもって監査委員を替えられれば、何か発覚されて問題になるようなおそれがあるから、村長の考え方で監査委員は全部そろえようとしている手段にしか過ぎないのではないかと、これ疑われるのは当然なんです。私、今、村長を疑っていますよ。何かの不都合なやつが監査委員を替えれば見破られる、見破られれば大変なことになってしまうという、それだから監査委員をここで替えることができないんだ。それだから一旦否決された議案も二度、三度出して、これを通そうという、その手段にしか過ぎないんじゃないですか。これ、議会側だってそうなんです。村民から疑われるんですよ、一旦否決されたやつをまた二度、三度、これは議決されなければいいんですが。議決されたとしたならば、議會議員も何かもらって賛同したんでないか、どういう取り引きがあったんだということは、これ村民に疑われることは当然なんです。そういうことをやるべきことではないんです。村民に照らしても、だれに照らしても、正々堂々ときれいなものであるということを村民に証明しなくてはならないんですよ。議会ルールの中で、今朝、突発的に出して今日議決しろなんていうようなことは、こんなことは通せないんですよ。それだから、ここでもって、こうして登壇してやらなくてはならないんです。それだから、こういう一旦否決された議案が二度、三度提案される、二度、三度議決されなくてはならないというような状況には、かなりのものがあると、かなりのものが潜んでいるとしか考えられないんです。その辺が明白になるかならないかという問題が、ここに現れるんですよ。

これは当然、議長、議事進行のことで発言をさせていただきます。このことにつきましては、こういうことが村民向けにあからさまに出せるのか出せないのか、これは議運の中でもって十分検討したうえで村民に疑われるようなことがあるかないかを明白にされたうえで、この問題が処理されるべきだと思いますので、よろしくお取り計らい願います。以上でございます。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

(午前10時19分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午前10時20分)

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前10時50分まで休憩いたします。

(午前10時20分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午前10時50分)

○議長（鈴木宏始君） ただいま議会運営委員会を開催していただきましたが、執行部との調整がございますので、今しばらく休議を続けたいと思います。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

(午前10時50分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午前11時20分)

○議長（鈴木宏始君） ただいま議会運営委員会を開催していただき、答申を得ましたので、このことについてご報告を申し上げます。

追加議案1件については取り下げられました。

ここで、改めて、発議1件を議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

(午前11時22分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午前11時24分)

◎追加議案の上程（発議第1号）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。（なし）

それでは、追加提案されました発議1件につきましては、日程第40の次に追加日程第1，発議第1号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、追加日程第1，発議第1号を上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

(事務局長、発議書により朗読)

○議長（鈴木宏始君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の趣旨説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、発議第1号に対する趣旨説明を求めます。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番、発議第1号の西郷村原子力損害賠償対策審議会条例についての趣旨説明を申し上げます。

この条例は、いわゆる原子力災害による被害による西郷村民の安全安心を確保しようということであります。この今回の提案理由について説明を申し上げます。

この提案理由につきましても、おおむね大きく分けて3つございます。1つは、将来、村民が放射能汚染により病気障害などの出た場合、また農作物等における損害が出た場合においても、やはり西郷村としてその受け皿をつくるべきだろうということであります。特に一番深刻だと思えるものは、この福島第一原子力発電所の爆発事故によりまして、この原子力発電所の周辺の鳥が減少しているという報道も先日ありました。これにつきましては、ロンドンのイギリスのインデペンデントという新聞なんですが、その中に、ウクライナのチェルノブイリと福島原発の生息数の調査を行った。この中で福島原発周辺の鳥のいわゆる寿命が短くなったり、雄の生殖能力が低下したりしていることが確認されたほか、脳の小さい個体が発見された。このほかDNAの変異の割合が上昇して、昆虫の生存期間が大きく減少するなどの影響が見られたという非常に深刻な状況の報道もされております。

また、先日の川内村でのいわゆるミミズの2万ベクレルのいわゆる放射線量ですか、そういったものも報道され、その食物連鎖によつての大きな被害もこれから生じてくるだろうという懸念があります。そういう中で、福島県の健康リスクアドバイザーであります山下俊一氏の言葉を借りますと、山下俊一氏は、100ミリシーベルトでも大丈夫という、いわゆるそういう発言をされ、また毎時10マイクロシーベルト以下なら外で遊んでも大丈夫だということをお話しされておりました。このことにつきまして、福島県の二本松市で開催されました講演会で、住民から激しい意見が飛んだそうであります。その中で山下氏は、このように申しております。「基本的に大切なことは、将来のことはだれも予知できないんです。神様しかできないんです。彼の質問に答えるには膨大な数の疫学調査がいるんです。起こった病気が放射線のせいなのかどうか調査するには、福島県民全員の協力が必要となります。正しい診断をし、正しい経過を把握するには、何十年も必要なんです。毎年、5年、10年ではなかなかその結果は出ない。そのレベルの話ですから、残念ながら今の質問にはイエスともノートも答えられません。」ということで、これから低レベル線量による長期にわたる放射線被害についての回答は出ておりません。そういうことから、我々も、これから何十年も続くであろうこの放射線被害について、きちんとした村民を守るための受け皿づくりをつくっておく必要があると思います。そういうことで、この今回の条例案の

提案した大きな1つであります。

次に、2つ目としては、いわゆる今回の原子力損害賠償紛争審査会が示したいいわゆる西郷村については精神的苦痛がないということで、その線引きから外されました。しかし、これから長期にわたって対象区域と対象区域外において様々な面で健康調査、それから医療の問題、そういったさまざまな問題で、対象区域と対象区域外との差別が懸念されますので、やはり能見会長の言われるように、個別によって相当線量においては、やはりこれはその損害賠償に値するというごさいますから、将来的に西郷村も紛争審査会や、又は紛争解決センターに個別で訴訟を起こす、又は申し立てを行う必要性が生じてくるかもしれません。その場合の受け皿としても、この原子力損害賠償審議会を設けて、この中に弁護士さん、そして、また科学者、そして、また地元の方々のご意見を賜って、それを審議していくということで、村民の皆様の安心安全を担保したいということでもあります。

それから、3つ目なんですが、現在まで村の一般会計から様々な放射線がなければ支出する必要がなかった経費がたくさん出ています。これについても、やはり精査をして、東電や国にきちんと請求をしていくということも、これから必要であろうと思います。これらについても、この審議会です十分審議しながら、私は請求するものは請求していく、訴訟を起こすものは起こしていくということも必要であろうと思います。そういった幅広い意味での、そういった村長の裁量権によっては非常に運用のできる審議会であろうと思っておりますので、皆様のご理解を賜りたいと思いますが、本条例案につきましての賛成議員が今回議会議員全員の賛成署名をいただきました。これは本当に村民の皆様にとって、この西郷村議会を頼もしく思われることと思っております。この原子力損害賠償対策審議会条例の中身につきましては、お手元に配付したとおりでございますが、この目的としましては、審議会は村長の諮問に依じて、又は自ら平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉が施設の事故に起因する損害及び健康被害に関わる村民の賠償請求に関する対策について、調査し及び審議する機関となっております。また、この審議会には、委員12名をもって組織し、この委員には、学識経験のあるもの、そして弁護士、また村長が必要と認めるものが付きます。そして、万全の態勢で村民の安全安心を守っていただける組織であると思っておりますので、皆様方にはご議決を賜りますように心からお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

それでは、本日の日程に入ります。



◎議案第1号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、議案第1号に対する質疑を許します。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 16番、議案第1号、専決処分の承認に関する件について質疑

をいたします。

一番問題を起こしやすいのは、この専決処分というのは一番問題を起こしやすいんです。それというものは、この専決処分の議案の、なぜ専決しなかったかということすべて明らかにしないと、これは議会を軽視、議会を無視したということにつながりますので、もっとこの専決処分をなぜ専決しなかったかということをお明らかにしていただきますことを望みます。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○総務課長（大平一美君） 16番室井議員の質疑にお答えいたします。

なぜ専決かということでございますが、この予算措置は、4月の当初に事業を起こさなければ間に合わないということで専決処分とさせていただきました。購入いたします農機具だと何かは、もう既に4月から稼働させなければ間に合わないということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 16番、ただいま総務課長の説明で理解はできるんですが、何と申しますか、議会の招集権は村長にあるわけです。ですから、その事件が発生した時点において、村長は議会を招集しようとするればいつでも招集できるわけなんです、その招集するいとまがないということで専決になったんだろうと思うのでございますが、その辺のギャップですね。例えば、いつ、この問題が発生して、いつ執行しなくてはならないかという、その時間の問題でございまして、その辺今一度説明していただければ幸いです。以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（金田勝義君） 室井議員のご質疑にお答えいたします。

先ほど総務課長のほうから、専決処分の理由について答弁がございましたが、なぜ、この時期にこの内容の補正を専決したのかということでございますが、内容につきましては、農地の除染のための機械の購入でございます。先ほど総務課長の答弁の中で、4月からという答弁がございましたが、これ正確には3月中にでございます。皆様ご存じのように、米の全戸検査が1月に実施されまして、西郷村から3戸の100ベクレル／キログラムを超過する米が検出されております。それら3戸の農地につきまして、3月中に除染をする必要があるということで、それら除染に必要な機械の購入経費を3月の定例会では間に合わないということで専決させていただいたわけでございます。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」、本案に対す

る賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

◇

◇

◇

◎議案第2号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第2，議案第2号に対する質疑を許します。

17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 17番、議案第2号について質疑をしたいと思います。

この議案に対して、反対とかそういうことでなくて、中身についてお伺いしたいなと、そのように思っております。村長は、予算の執行と人事の最大の特権を持っているということで認識している中で、今回、住民課から環境保全課に改めるということで提案されております。提案理由を見ますと、放射線対策について総合的に調整する課を設置すると、そのほかもろもろ提案理由には明記してあります。そういう観点からいきますと、私の考え方としては、先般、全員協議会ですか、それとも一般質問ですか、ちょっと記憶ないんですが、放射能対策プロジェクトをつくってはどうかということで質疑したり意見を述べた経緯があります。そういう中から、所見としては、放射能を前面に出した課に変えることはできないのかどうか、1点目として、村長、答弁をお願いしたいんですが。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○総務課長（大平一美君） 17番大石議員の質疑にお答えいたします。

新しく設置します環境保全課の用語が放射線1点のみではだめなのかということですが、環境衛生と公害と、いずれも放射能と関連性がありまして、これから対応が大変長引くものと思われまして、業務を同じくしていたほうが効率性があるのかと思われまして、そのようにしたものでございます。以上です。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 総務課長のほうから答弁がありました。仰せのとおりなのかなと、そのようにも思っております。私が危惧するところでは、放射能に関しても、ある物質については2年が半減期で、2年を過ぎるとかなりの放射線量が下がるのではないかというマスコミなどの観点から知り得た記憶があります。私は、その下がって行って、どんどん下がって行って、だんだん放射能に対して風化することを大変危惧しております。課に放射能の対策の課があれば、風化せずに長く、後からの人たちが利用するのにもいいし、風化にも歯止めがかかるのではないかなと、そのようにも思っております。総務課長が答弁されるように、これもマスコミで得る記憶しかありませんが、第一原発が収束するのには40年かかるということでもあります。40年間経つ中で、私はきっと、もちろんこの世にはいないし、後からの方々にも伝えることもできないようになります。そういうときに、前提に放射線を打ち出した課があればいいのかなというだけのものでもあります。行政というのは、大きな政府の国に環境の省

があれば県にも環境の名の省がある。そして、更には、ちっちゃな政府も同じような課にして、同じような名称の課でなくては通りが悪いのかなと、そのようにも思っております。ですが、私が思うのには、一般廃棄物とか産業廃棄物とか、そういうものに関わるものに対してのものは、そのまま住民課に置いてもいいんじゃないかと、そのように思うんですね。というのは、昨日、ある村民の人が来ました。田んぼの数値を測っていただきたいんだと。農政課に行ったけれども、話が分からないと、大石さん、どこに行けばいいんだいと言うんですね。私は、じゃあ住民課に行ってみると、行って見たほうがいいですよといった経緯があります。これは、完全なる縦割り行政がそういう村民の答えに、一番不安に思っている放射能に対する生産者がとまどいをしているというところから、このような意見を申し上げました。是非とも、その辺の考慮のほうも、考慮というか考え直していただきたいなど、そのように思っております。ですが、総務課長が答弁するのには1回目の答弁以外はなかなかできないと思いますので、どうですか総務課長、答弁できますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 17番大石議員の質疑にお答えします。

お説ごもっともですね。放射能を前面に出すということも当然ありました。今般、放射能の被害は、実は幅広いわけでありまして。要するに、役場全部の課に、さっき縦割りという話もありましたが、あそこが影響しますと、やっぱり大気、水、空気すべてに及ぶ、イコール環境保全と直結いたします。よって、本当は放射能です、おっしゃるとおり。ただ、環境のことをやっぱり水と関連して、放射能だけの水というわけにはいきません。やっぱり水質はほかの物質、CODとかBOD、SSとか、あるいは空気もいろいろそれもあります。それと今回の放射能のセシウムその他がどう連結していくのかと考えますと、なかなか密接不可分のものがありまして、おっしゃるとおり相当苦労いたしました。結局、環境というものが今環境省ありますので、環境大臣イコール放射能で細野さんと同じであります。結局、そういったところが押さえどころになるのかなと。室の場合、ほかの町村もありますが、放射能だけで室つくっております、係ということで。今回、課にしますので、少し永続的に、幅広くという観点から、そのようにしましたので、ひとつ趣旨はよく分かったつもりでございますので、そういう対応をしてみたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 更に質問を続けます。

村長の答弁で理解はしております。理解はしているんですが、私は、村長も私も遠い10年後、20年後に、後から来た若者が風化しちゃって何も馴染み合いになっちゃって、一時の騒ぎで終わらないためにもという気持ちで申し上げている点も往々にしてあります。確かに大きな政府に従って小さな政府もやっていかなければならないだろうというのも、よく知っております。ただ、今村長が仰せのとおり、がれきの処理、それから土も然りですが、皆さんご存じのように、産業廃棄物とか一般廃棄物でしたら中間置き場ですが、放射能に対しては中間貯蔵庫なんですね。ということは、これ

から学校の土を今、校庭の隅に入れてありますが、あれをずらすのには今度は、ただただシートをかけてずらせるのかなという観点もあります。ですから、放射能を表に出して、それを全面に勉強してもらおう。その課にいる方々には、特に勉強してもらわないと、今度はずらすときに、どこの業者を頼めばいいんだということにもなるんじゃないかなと思うわけでありまして。その辺は無理押しはしませんし、課は年が変わって何年か経っても課は変えられると思いますが、その辺の考慮もお願いしたいと思っております。

更に質疑を続けます。それでは、こういうふうな放射能があることによって課が別に設置され、職員を設置、配属されるという中で、この経費を国とか東電に請求するようなことはできるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 経費は東電に請求できるのか。したいですし、しなければならないと、そういう気持ちであります。現在、この放射能対策につきましては、交付金、あるいは基金、あるいは補助金、いろんな名目で来ております。それが一般財源を代わるものとして、起債も当然ですね。しかし、最終的に一般財源を投入するとならば、やっぱりその残りは東電に請求すべきだろうと私も思っております。この出し方は、今、最終的に特別交付税がスーパーとしてやっていますので、それから漏れたものについては請求しようと思はしているところがございます。ただ、まだ相手が、その部分どう言っているか分かりませんが、それはやっぱり経費とすれば特別事情に該当すると私は思っております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 更に質疑を続けます。

私の質疑の前後を振り返りますと、請求するのにも放射能を出したほうが、うちの村は全面的に放射能を考えている課があるんだということでやることによって、損害賠償審査会に対する意見を述べるのにも、これだけいろいろ対策しながらやっているんだという意味でどうなのかなという第1質疑も、そういう観点もあったんです。ですから、それは考慮していただきたい。

今、村長のほうから、職員がもろもろ、更にはそれに関わるものについては東電なり国のほうに交付金はじめもろもろの値するものがあれば頂いていくということなので、是非その辺も考慮に入れてほしいなど、そのように思います。

次に、質疑であります。この課が設置された場合、村長、どのぐらいの人数を配属する計画があるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○総務課長（大平一美君） お答えいたします。

この課に何名ぐらいの職員を配属するのかということですが、参考までに白河市では現在、正職員を5名、臨時職員を3名としておるようでございます。また、近隣町村でも新年度からこの課を立ち上げたいということにしているところも多いようです。検討はしてございますが、柔軟に対応したいとは思っておりますが、これら

の人数を踏まえて検討していきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 17番、総務課長のほうから人数についてお伺いいたしました。

今、住民課のほうから除染で上がっている金額、予算ですか、14億ありますよね。14億の仕事をこなす中で、人数が8名で初めての経験、その除染やっていく中で、どうなのかなという感じもあります。ですが、これは一番先に村長には、予算の執行と人事という最大の権限がありますから、それをとやかく言うつもりはありませんが、参考までに聞いていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、行政は縦割り行政で、なかなか村民の方々の付託に応えられないところがたくさんあると。課の中で、ある程度いろんな課を歩いてきた方、また、お辞めになられた職員の中にも、その辺に対して期間というか、出先機関の経験の豊かな方を入れれば、かなりの効率がいいのかなということも私は考慮しております。あくまでも私の参考意見として述べる以外には人事に関してはいささか申し上げるところがありませんが、参考意見として申し上げるとともに、これだけの人数でなんとかこなせるのかどうか、再度お伺いしたいなど、そのように思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○総務課長（大平一美君） お答えいたします。

これだけの人数で対応できるのかということですが、14億という数字ではございますけれども、やっていかなければなりません。そのようお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時02分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番、議案第2号について質疑いたします。

先ほど17番議員から指摘がありましたけれども、私も全くそのとおりにかなと。これまで一般質問なり、皆さんの声を聞くと、もう放射能はこれから何十年関わっていかなくちゃならないと、そういった意味では、やはり環境保全課でなくて放射能対策室としてやっぱり設けるべきかなというふうに思っているところでございます。先ほどちょっとお聞きしたところ、人数のほうも4月1日からということだと思っております。4月1日から施行するということなんですけれども、やるならば、その態勢も含めて仕事内容もある程度吟味してスタート段階に入ってなくちゃいけないのかなと私は思うんですけれども、以前からやはり放射能が爆発したというか、発電所が爆発したから放射能対策室を設置をして、すべて窓口一つでやっぱり対応すべきだということ

申ししてきた経過があります。その後、放射能除染室なるものを立ち上げてきましたけれども、結局、その放射能の除染対策室、現在3名専任でやっておられます。ほかの方は各課で兼務で対応しているということですが、すべて放射能、窓口一本にして放射能のことだったら何でもOKと、村民の方が来れば、すべてそこで用は足りるというような室にしていだければと思いますけれども、村長の考えをお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○総務課長（大平一美君） 4番藤田議員の質疑にお答えいたします。

なぜ環境保全課ということでございますが、放射能対策室と一番分かりやすいかと思いますが、2点目の質疑で放射線一本ということでございますが、今、ごみ関係だとか、そういったものも環境のほうもございまして、これが放射能にこれから深く関与していくものと思われまので、そういうことで分かりやすくと申しますか、それが環境保全ということになるかと思えます。

あと、業務でございますが、やはり今言いましたように、放射能と深く関連があるということで、これらは合わせまして対応していったほうが先ほどもいいましたような効率性もあるということで、やってきたものでございます。以上でございます。

（「議事進行」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議事進行について議長に申し上げます。

ということは、これは課長が説明すべきものと村長が答弁すべきものとは、これは審議上、明らかになっておるわけでございます。現況のこと、過去のことは課長でも答弁できるが、これから先のこと、一足先のことも、これは村長でなければ答弁できない。やったところで信用できないですよ、これでは。だから、ただいまのことにつきまして、これは課長答弁でなくて村長答弁なんです。これを議長から強く申し上げていただきたいと思えます。以上です。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後1時05分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時05分）

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 4番藤田議員の質疑にお答えします。

答弁は適切に、分かりやすく、質疑している人が了解してくれれば、それでいいわけですが、足りない場合はもちろん私も補足をいたします。議案として出すということについては、やはり、それなりのいろんな検討を加えてやってきました。ご説明したとおりです。ただ、議員言われたとおり、いろいろおっしゃるところ、よく分かります。要はひとつ、村民から見て、どこ行ったら困らないようにしてくれとか、

あるいは縦割りにならないでくれとか、そういうことは、もちろんよく考えてやっているつもりです。人数についてもということがありましたが、やはり事は多岐にわたっておりますので、先ほど申しましたとおり全庁で対応しなければならんというふうに思っております。ここ、あそこというわけにはいきません。しかし、統括する部分が必要です。さっき言われたように、右往左往しないように。そういったことも含めて、今回の課という形にしたわけでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今回、環境保全課ということで提案してきたので、このことに対しては、そういったことで認めますけれども、ただ、今の状況も含めてやっぱり村長には分かってほしいと。

それで今後、先ほど17番議員からもありましたけれども、やはり放射能、これから何十年対策するか分からない。ましてや、村長の所信表明にもありましたけれども、放射能の損害賠償、各団体とか、各そういうJAとか商工会とかでやっていると言いましたけれども、書いてありましたけれども、そうじゃなくて、やはり損害賠償をやっぱり求めることが分からない、どこに請求していいか分からない、やり方も分からないという方もたくさんいるんですよ。そういう組織に加盟していない人がね。そういったことも含めての窓口にしてほしいなど。これからやっていく中で、それは改善していけばいいのかなと思うんですけれども、もう1つ提案したいんですけれども、そういったことで、すごい力、権限というか、そういうのを与えると、その課に。そういったことも含めて、私からの要望というかお願いなんですけれども、よろしく願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご要望よく承りました。今言われたことも、私の考えていることと同じです。やっぱり、もう1年経ちますので、具体的に問題が明らかになってきましたですね。かつ、しかし、まだ決まっていない部分もあります。その補償とか、その先々のことですね。これと寄り添う必要があるというのが1つ。

もう1つは、現実の問題として除染をどうやっていくか。1つの予算上は統一しましたが、問題は各公共施設、あるいは対応する部分、全部の課に及びますので、それをまとめる、情報は一元化する、そういったことも必要ですので、そういったことを含めて、これまでの室よりも課がいいだろうというふうに考えたわけでございます、今、言われたことを実現していきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 力を強める、だから課にしたということなんでしょうけれども、これから健康調査も始まるし、除染も相当な規模でやらなくちゃならないということで、村民が分かりやすい、本当に分かりやすい。どこに行っても、ここに行けばすべて分かる。田畑の除染は農政課に行けとか、そういうことでは、やっぱり村民がこれから私たちが放射能に向かっていく、闘っていく中で、ちょっと手落ちかなと思

ましたので、一言申し述べさせていただきました。以上です。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番、議案第2号について1点のみ質疑をしたいと思います。

先ほど村長の答弁の中で、各課にまたがる業務があるとか、それを集約する課をつくるんだというお話でしたけれども、以前、私この場で一般質問をしたときに、縦横自由自在に動ける課長を置くのか、その権限を持った者を置くのかということに質疑したことがあります。その権限について、私は副村長並みの権限を与えるのかということを行いました。その権限をこの課の人間に与えるのかどうか、1点確認します。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 上田議員の質疑にお答えします。

副村長並みというのは、特別職ですではありません。やっぱり課は課長です。課長の職務というよりは、課の職務を総理し、予算も法律も、あるいは人も使って、その職務を遂行するにあたりましては、もちろん今回のことは、放射能は全課に及びます。よって、全課と情報を通じ、かつ予算を打ち立て、かつ財源を確保し、そして施行する方法を考える。更に、それを受ける方々がいるかどうか、それも含めた仕掛けといえますか、仕組みを作っていく必要がありますので、課としたわけでありまして、特別職の副村長まではなかなか、これつくことはできませんでしたが、課長ということにしたわけでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 要するに放射線関係、健康被害から農地の問題、補償の問題、すべての問題がここに来ますよね。そうなったときに、ワンストップ行政で、これを本当に対応するのかしないのか、その1点だけなんです、確認したいのは。副村長という特別職というお話ありましたけれども、私らのほうの議会事務局長、議会事務局長というのは副村長並みの権限を与えられていると私は理解をしております。それぐらいの権限を与えて、縦横どこの課にいても、その方の命令によってすべての情報がそこに入ってくる。私、以前に言いしたよね。私はこの辞令をもらっていませんから私の仕事じゃありませんというような職員がいると。こういう職員がいるから、確認をしたいんですよ。村民の方がこの窓口に来て、すべてがここで終わる。農地の問題、健康の問題、補償の問題、そこですべて終われるような、そういう課をつくるのかということを知りたい、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おっしゃるとおり、よく分かります。やっぱり仕事がスムーズにいけるような方法を取りたいということでありまして、もちろん、最高責任者は私です。2番目には副村長がいる。3番目に、この管理職という庁議を行うメンバーがいる。その中にいるわけですが、情報交換と、それから事の軽重によっては、もちろんそこで出た問題が村長もすぐに追認して、そして司令になる、そういう仕組みでいき

たいというふうになっているわけであります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第2号「西郷村課設置条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第3号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第3，議案第3号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第3号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第4号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第4，議案第4号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第4号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第5号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第5，議案第5号に対する質疑を許します。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番、質疑いたします。

震災の復興基金ということで、非常にこれから村の中で貴重な財源になってくると思いますが、この基金の原資はどのような形でもって基金が積み立てられていくのかということ。それとまた、もう1点は、この運用について。今回、ここに特別その運用について規定はありませんから、どのような形でもって、これを運用、処分していくのかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○総務課長（大平一美君） 15番佐藤議員の質疑にお答えいたします。

この基金でございますが、これは福島県の復興基金ということで、もう既に振り込まれております。この運用でございますが、金額につきましては3億338万円でございます。失礼しました。3億303万8,000円でございます。この経費につきましては、使用できる、使用といいますか、経費として事業内容でございますが、1つには、生活再建支援に係る事業等に要する経費としまして、主なものとしまして生活交通確保、生活再建支援、住民の安全安心という事業項目であります。2つ目には、健康福祉増進支援に関わる事業等に要する経費ということで、住民の健康維持と住民の福祉増進の事業でございます。3つ目に、住宅再建支援に関わる事業等に要する経費ということで、住宅再建支援、住居環境の向上ということであります。次に、コミュニティ再生使用に要する経費ということで、広報連絡体制の強化、住民の安否確認、コミュニティづくり支援、災害復興行事等の事業となっております。次に、産業復興支援、雇用維持に係る事業等に要する経費ということでございまして、農林水産業振興、商工業振興、観光振興、雇用対策という事業項目となっております。次に、教育文化支援に係る事業等ということでございまして、就学支援、地域文化の継承としております。それと、その他交付金の趣旨に沿った事業に要する経費となっております。以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、かなりきめ細かにご説明いただきましたが、かなり弾力性があるというか、広範囲にわたって何にでも使えるというような基金かなというふうに理解はいたしました。この基金につきましては、今回3億300万円ということなんですが、これ今後24年度、また25年度、今後、県の交付金としてまだまだ、来れ毎年交付されるのかどうかということが1点。

それから、もう1点は、これだけ多岐にわたる運用の方法があるんで、これについ

ての決済というのは村長決済かなとは思いますが、例えば人材育成基金のように、そういった運営委員会なり、そういったものについての補充ですかね、補完というか、そういった委員会を立ち上げるとかということについてはあるのかないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後1時24分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時27分）

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○総務課長（大平一美君） お答えいたします。

この基金につきましては、今回限りでございます。この基金につきましては、今までありますように人材育成基金とかありますように、その中で、これらの先ほど言いました事業等を24年度から執行していきたいと思っております。この基金で委員会とか、そういうあれはございません。以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番、再質疑を行います。

単年度だけ、県から交付金としてくるということで、これ通常の基金というと、基金を積み上げておいて、その利子とか何かを運用して使うというのが今までの一般的な基金なんですけど、今回の場合は財政調整積立基金に積み上げているようなもので、ほとんど変わらないというと、この基金というのがなじまないような。結局、特別交付金でそれが一般会計の中に、あえて基金という条例でなくて単なるこういった使い勝手のいいような、予算に組み入れておくだけでも十分間に合うような感じも受けました。あえて、なぜここで基金という名目にしたのか。県から、そういった基金条例を設けて入れてくれということも当然あったかとは思いますが、ちょっとなじまないと思います、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 佐藤議員の質疑にお答えします。

やっぱり、言われた、今のものが正しいと思います。一般財源ではないかと。あれほどの幅があって、そして冒頭書いてありますように、東日本大震災からの復興と書いてあります。その次の条例ありますね。その次の条例も、また非常に紛らわしいようです。これを作るときに、なぜ2つ作るんだろうと。言われたように一般財源でいいのではないかと。一般財源にした場合は、言われたとおり財調か又は交付金ですから、一般会計に繰り入れてしまいますね。そこで問題になりましたのは、やっぱり用途が特定されていると、さっき言われた中において。明確に財源と用途を特定した決裁が必要だということが前提にあります。1つは、3億を計算した根拠につきましては、人口とか面積とか、いろんなことがあって、それなりの被害の状況とかあったという

ふうに聞いております。それは持ってきかたが交付金ですね、補助金ではありませんという1つのゆるい考え方。もう1つの次の条例までいってしまいますが、次の条例は、実はこれも特定されております。地滑り等ということに使う、それは金使った分は配分して、これが福島県で西郷村だけ突出していましたね。これは、余ったら返してくれという話です。一般財源ではないというふうに私は考えて、補助事業の一つの形態だろうというふうに思っていますが、やっぱり寄こしたほうで、そういう経理と仕方をしてくださいといったものですから、そういうふうに今回したわけでございます。ひとつご理解をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村長のほうからお話あったとおり、そうしてくれというからそうしたということだと思ふので、これはそれを指示された県がちょっと私からすれば単年度で終わるなものを基金条例をつくって、あえてこうしろというのは、いささか私には理解できなかった。それと、これらの基金条例の中を見ますと、これ単年度で基金の一部又は全部を処分することができる。簡単に言うと、これは何かの大きな事業があって、例えば災害復興という名目で復興交付金、今プール、例えばプールを作りますからということで教育委員会やっていますよね。そうすると、復興交付金をもらったほかに、今度はこの3億円をプールに使うと、一発で使っちゃう、全部じゃあ投入しようと、これは可能ですね、場合によってはね。すると、この3億300万円をプールの建設費に、例えば一括で使っちゃう。そうすると、この基金が0になりますから、そうすると、この基金条例も当然もう必要ないですね。そういうところに、すごく矛盾感じて、基金条例を残しておいて、また、あえて来年度そこにまた1億、2億補てんするならいいんだけど、逆にまた考えると、これほどの大震災があったにもかかわらず、単年度だけでこの復興交付金が終わってしまう、基金が終わってしまうというのも、これまたすごく国も県もせこいなと。ある意味もつともつと、これ継続的に、やっぱりするべきじゃないのかなと思いますが、こういったことについて、村長はちょっとお考えあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 国の国費の使途についてのルールが1つ財務省でつくります。それは、県におけるレベル、あるいは市町村のレベルと形態を特定したと、1つの形態だと思います。1つは、交付金ですので、補助、あるいは採択基準、そういったものについてはゆるいというふうに見ております。基金をつくって、それから継続して使える。要するに、言われた今一発でドンと使ってしまうかということではなくて、多分これは継続的に補助、あるいは負担金、補助交付金、いろいろルールありますね。ルールがあるものについては、ルールとして災害復旧、あるいは復興、あるいは放射能については金をもらいます。しかし、市町村独自の何らかあった場合は、例えば継続に使ってもいいということを念頭に基金を設置して、そこに国費を入れる、受け入れる。更に実施する場合は、今度は一般会計に繰り入れをいたします、取り崩して。そして議会に関与するというふうになる仕組みというふうに理解していますので、使

い方は、ただいま相当多岐にわたる説明を申し上げましたが、全くフリーなのか、本当に全部ドーンと使って終わっちゃっていいのかどうかについても、もう少し確認する必要があると思いますが、基本的には少し縛りは緩いんじゃないかというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今回のこの基金条例について、条例を作らないと当然交付金はないと思います。これを使ってもいいですが、これ全部1回使っちゃったら、一発でこれ条例また廃止しなきゃならないですね、基金ないんですから。すごく、この辺は疑問に思います。それで、特にこの基金条例の第5条にも、処分については一部又は全部を処分することができるとなっているので、これ、すごくその辺考えると、今回の基金条例はちょっとなじまないような気もしますが、とりあえず村長としては、多岐にわたって、一括全部じゃなくて少しずつ、いろんなところに小分けして使っていくというようなお考えのようなので、それをじゃ再度確認して質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今、言われた（不規則発言あり）まず、もう少し趣旨と、それから採択基準になるものとか一括とか、いろいろあると思いますので、もともとの出したほうと協議をして、そして使う場合は予算に計上して、そして皆さんの判断を仰ぎたいというふうにしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第5号「西郷村震災復興基金条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第6号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第6，議案第6号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第6号「西郷村東日本大震災復興交付金基金条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第7号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第7、議案第7号に対する質疑を許します。

16番室井清男君。

○16番(室井清男君) 16番、室井であります。暴力団排除条例の制定に関して、質疑をいたします。

現在、我が西郷村に暴力団という組織があるのかないのか、これをまず第一に確認したいと思います。

○議長(鈴木宏始君) 住民生活課長。

○住民生活課長(藤田雄二君) 室井議員のご質疑にお答え申し上げます。

現在、把握しておりませんので、後日調べて報告いたします。

○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。

○16番(室井清男君) 確かに暴力団ということになりますれば、これはやっぱり暴力の組織になるんですが、その暴力団のいう形の中で、暴力というものをこれは条例化するようなことはお考えでございましょうか。

○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。

○村長(佐藤正博君) 室井議員の質疑にお答えします。

暴力は今回、私これは県警本部から市長村長に対して要請がありました、具体的に。2月の定例市町村会の際に県警が参りまして、今言われたつまびらかに暴力団がどこにいるとは申し上げられませんが、今や国の法律で決まっております。県の条例も決めました。市町村についても、是非歩調を合わせて条例を設定して村民挙げて協力していただきたいと。喜んで協力しましょうということですので、いろいろやって条例の構文、あるいは中身についても、いろいろ齟齬がないようにしてきたのでございます。議員おっしゃられた暴力についてということですが、これはやっぱり法律にある用語と同じでございまして、それはやっぱりこの中に書いてある言葉がそれを意味しているということですので、暴力団の排除条例は、これまではあまり聞いてはなかったんですが、このところ世情、そういう問題が出ていることから、国も法律を作り、県も条例を作り、市町村も是非合わせていただきたいと、こういうことから手を携えて暴力団排除についてのことをやっていこうではないかということをも明らかにしているものでございます。

○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。

○16番(室井清男君) これはお聞きしたいことは、条例、これ条例だって法律なんです。法律でございまして、その法律用語の中で暴力団という組織を排除するが、暴

力は排除、その条例の中で暴力というものが排除されるのかされないのか、これは村長のお考え方で、暴力というものは、これは犯罪行為であるから犯罪の法律で処理されるとか、そういうことがあります。それで、その見解を村長に今求めているところでございます。そこのところを説明してください。暴力団というのは、これ組織でございますが、暴力は犯罪行為なんです。それで、その暴力というものは、その条例の暴力団の排除条例の中で処理されるのか、これは犯罪行為ですから、それには該当しないで直接犯罪というものになるのか、その見解をこれは法律行為だから聞いているんですよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 法律ももちろん、県の条例も村の条例もありますね。結局、やっぱり法にはなかなか、上手の手から水が漏れるところ、やっぱり手薄なところがあるわけです。結局それは国民等しくある法律と、それは県においての特殊性とか、そういったことがあって、やっぱり各市町村法律に準じたものをつくっていく。これによって手落ちがないようにしていこうというのが今回の趣旨でございます。要するにそれを理解し、この中に書いてあるように通報とか、いろんなことありますよね。それを見過ごさない、そういったことが抑止できるであろうということからつくった趣旨でございますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、質問の趣旨に合っていないです。暴力行為そのものはどうするんだと、この作ろうとしている条例で取り締まれるのかどうなのかという質問者はそういう意味ですから。暴力は犯罪行為として刑事事件として、そういうふうに取り締まれるべきなのかどうなのかという、質問者はそこのところを聞いています。

○村長（佐藤正博君） 暴力団排除、この条例等については、もちろん刑法等に当たるものについては、そちらでということと、二重三重にしていくという思想があります。やはり漏れている部分といいますか、手薄な部分、それをやっぱりみんなで行ってこうと。これは法律の刑法だけであれば、条例必要なかったのです。やっぱり協力を仰いだり、そういったネットワークを強めていくといったことが、より細かく暴力といったものを排除できるのではないかという思想からつくっているものでありまして、それがうまくいけば、ゼロになるかどうか分かりませんが、私は。しかし、国民として、それはやっぱり、そうあるべきだというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） なかなか村長の説明が痒いところまで手が届かないというところがございしますが、この暴力団という組織を排除条例の中でもって取り締まっていくというのが、暴力団排除条例だと思うんです。だが、そうでなくて、これをもっと具体的に下ろせば、家庭的な暴力があるんですよ。家庭的な暴力というのは、親父が奥さんの頭を殴ったとか、ケガさせたとかということは、よくこれはあることとございます。それらは、この暴力団排除条例の中でもって対処されるのかされないのか、これ法律行為なんですよ。だから、その辺の見解を今村長に求めているんですが、村長から、このことに対して明解なる回答を引き出そうとしても、これ無理だと思いま

すから、議長、これで質疑終わらせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第7号「西郷村暴力団排除条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第8号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第8，議案第8号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第8号「西郷村税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第9号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第9，議案第9号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第9号「西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第10号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第10，議案第10号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第10号「西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第11号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第11，議案第11号に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第11号「西郷村老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第12号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第12，議案第12号に対する質疑を許します。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番、議案第12号について、担当課長のほうからでも教えていただければと思い、出てまいりました。この議案については、介護保険料の引き上げだというふうには私は理解をするところでございます。この保険料の引き上げの額は平均にしていくらぐらいなのか、まずお示しをしていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 質疑にお答えいたします。

介護保険料基準月額を5,500円算定いたしました。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 再質疑をいたします。

平均額で5,500円というふうな金額が示されたわけでありまして、かなり幅の大きな引き上げかなというふうに理解をすることでございます。この保険料を引き上げなければならない、その理由についても、ではお示しをください。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） ご質疑にお答えいたします。

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険料基準月額を1.0といたしまして、それに対する所得段階での割合によって個人の介護保険料を決めました。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 非常に難しい、今説明をいただいたんですけど、もう少し簡単に説明いただけないかなというふうに思います。例えば介護保険を利用する方が極端に増えたから、これだけ大幅な引き上げになったとか、認定者が少なくなって保険料負担する方が減ったから、その分保険料のほうの上乗せになってきたとか、そういう説明で分かりやすい説明をしていただければ、私頭が悪いもので助かりますので、お願いします。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 年々西郷村も含めまして高齢化が進んでおります。その中で、介護認定の中での給付率が伸びたことが原因でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 利用率が伸びたということで今説明をいただいたわけですが、第4期の計画策定時にも記憶では1,600円弱くらいの引き上げがあったというふうに理解をしております。では、その第4期の出現率、認定者数と利用率、あとは充足率までもしおわかりであればお示しください。それと今回、第5期の計画を策定するにあたって、いわゆる出現率、認定者数と利用率並びに予定する充足率、これらについてもお示しください。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後1時53分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時55分）

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時15分まで休憩いたします。

（午後1時55分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時15分）

○議長（鈴木宏始君） 議案第12号に対する質疑を続行いたします。

12番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 上田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、出現率ですが、23年度16.3%、これは実績でございます。24年度16.5%、25年度16.3%、26年度16.6%と推計いたしております。要介護認定者の推移につきまして、今度は実績なんです、推移からまず、失礼しました。実績、21年度17.4、22年度18.0、23年度17.9、ここまです実績でございます。24年度17.7、25年度17.6、26年度17.5、これは推計でございます。続きまして、給付の達成率、これも実績、22年度7億9,116万5,441円、97.6%、23年度、これは計画になります。これが8億3,353万5,481円、失礼しました。今のは実績です。8億3,072万3,715円です。99.7%、次にサービス見込み費、第4期でいいますと、23年度7億9,513万971円、これが給付費の見込みです。まだ終わっていませんので。4期のほうは終わっていますので実績でお答えいたします。21年度7億7,040万3,999円、22年度が8億1,091万595円、23年度8億3,353万5,481円でございます。

先ほど、なぜ介護保険料が高額になっているかという理由について、一部付け加えたいと思います。西郷村の65歳以上の介護保険料を負担する高齢者が他市町村よりも少ないため、介護保険料を納める方の分母が少なくなってきました、介護保険料の基準を上げる要因となっております。あと、先ほどいいましたように、介護保険給付費が年々増加しているということでございます。以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 非常に早口な答弁で、なかなか分かりづらい部分あったんですけども、そんなに驚くような感じで増えているというふうな理解には取れないんです。これは、第4期計画策定期にちょっと間違いがあったのかなという推測もあったり、あと第5期の計画策定期にちょっと大目に見ている部分もあるのか、いろいろ研究しなければならない部分があると思います。その中で今、第4期の計画を聞いていると、ふと思い出したことあったんですけども、この第4期計画を策定するときに、介護職員の処遇改善ということで基金をつくりましたよね。これが確か3年の時限立法で、24年の3月31日をもって終わりになると。間違っていれば、残った残金は国に返還しなければならないというふうに聞いていたんですね。この処遇改善、これは第4期計画策定期には国からお金がきたと私理解しています。この処遇改善、多分介護職にあたる人間は1万5,000円かな、その分を賃金を上げるという話だったと思ったんですけども、この部分が今回どうなっているのか。これ基金が多分3年の時限立法だったので、終わってしまったということで、このまま終わってしまうのか。それとも、新たに、また24年から継続されてくるのか。その分に関しては、

国でその財政的な支援をするのか、若しくは、それらが、その介護保険のほうにふりかぶってくることによって、今回の介護保険料にはね返りが出たのかどうなんですか、お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） 基金につきましては、繰り入れ、その分残金が残っておりませんので、当然また、それを保険料で負担をするという形になると思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） この条例を作る際に一番最後のところに、残金は国に償還、戻さなければならないという項目があったと私思っているんです。

これ、例規集を見れば多分出ていると思うんですけども、ということは、23年度をもってすべて終わり、国からのお金はね。じゃあ、もう一度改めて聞きます。

24年は、この介護職員の処遇改善のための補助なり国からのお金が来ているのかどうなのか、そこをちょっとお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） ちょっと確認させてください。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後2時22分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時28分）

○議長（鈴木宏始君） 議案第12号に対する質疑を続行いたします。

12番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（円谷文雄君） お答えいたします。

先ほどの処遇改善に伴う部分につきましては、やはり23年度で終わるということで、利息の部分で返すことになっております。あと、その部分、当然今回介護報酬が改定されまして、それがやはり処遇改善のための報酬改定分ということで1.2%部分が上乗せということになっております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 処遇改善の部分の金額が国の負担が打ち切られたということによって、介護職員の方の処遇改善をするための予算というものが地方に押しつけられたと。いわゆる村に押しつけられたというふうな理解をするわけでありまして。現在、昨日の一般質問の中でも、みんなの党の後藤議員が言われたように、私ども日本共産党に関しては、この介護保険とか後期高齢者医療制度とか様々な形で問題を提起しているわけですけども、この問題は非常にこの介護保険というのは、介護保険法ですよ。国保と違って、うまく国は作り込んできている。ですから、自治体のお金がなかなか入れづらい。入れることがなかなか難しい。入れてはいけないというふうな形でとっても間違いないというふうに思いますよね。そういう中で、今回この処遇改善

を国のほうで3年前に実施をして、3年経ったらそこできれいに引き上げると。その負担を村に押しつける。村は、でも押しつけられてもなかなか難しいということで、保険料にはね返りが出ている。こういう事態が今出てきている。年金が今減らされている中で、高齢者の方というのは今非常に苦しい生活になってきている。そういったことをきちんと踏まえて、村長はこの処遇改善の部分、そして更に介護保険料の国の負担、この負担割合を前にもこの場で申し上げましたように、25%といっても5%は調整枠の部分があったり、様々な仕込みがしてある。その部分をきちんと国に対して強く意見を求めるべきではないかというふうに思って、質疑を終わりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 上田議員の質疑にお答えします。

今の国庫の部分、全体の介護が100とすれば半分は今回の保険、その4分の1、25が国、その8分の1ずつが県と村と。この中でいるのが、今から平成12年でしたか、始まったときから様相を異にしております。あの頃、私たちは出現率8%ぐらいだろうと、こう予測してました。今、はるかに倍近くになってきている。あるいは今般の、なぜ5,500円も取らなくちゃならないのか。それも、福島県で一番取るようなことは避けなければならないと最初から思っていたわけです。しかし、これは言われたとおり仕組みはそうなって、前は3年前におむつとか、いろいろな村で代替できるものについてはやっ払いこうということをやりましたが、なかなか今回は、またその部分がスリムにといいますか、仕組みが対等になりましたね。そういったことでなかなか団塊の世代が入ったこと、あるいは出現率が上がること、あるいは施設のお世話になっている数が、比率高いですね、西郷村は。そういったこともあって、サービスあるところ負担はあるということは分かりますけれども、やっぱり健康に対するといいますか、やっぱり国費の充当率といったものを上げていただきたい。そして、3年ごとに変わるような仕組みは、やっぱり良くないと思いますので、恒常的に今後とも高齢化進んでまいりますので、なおこの様相は強くなっていくというふうに思いますので、おっしゃるとおり国費のかさ上げといいますか、負担の部分をもっと上げるような申し入れをしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 終わるといって、また質問するのは変なんですけれども、先ほど課長の答弁の中で、65歳以上の方が少ないということでは言われていましたよね。この部分が、先ほど言った25%の5%、調整交付金の部分に含まれているわけですよ。若い村であれば、その分が削られてきているんですよ。そういう仕組みを作っているんですよ。その部分をきちんと言うべきであると思います。

それと、介護に陥らないように、特定健診に固執するのではなくて、高齢者の福祉の充実をさせて、高齢者の方が安心安全に暮らして、元気に暮らせる村づくりをすべきであると申し上げて終わります。以上です。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 了解いたしました。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第12号「西郷村介護保険条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。
よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（鈴木宏始君） この際、住民生活課長より発言を求められておりますので、これを許します。住民生活課長。

○住民生活課長（藤田雄二君） 先ほど室井議員のほうから質疑がございました「暴力団排除条例の第2条に定義するものが西郷村に存在するのか」ということで、警察署に問い合わせしました。それで回答を得ておりますので、ご報告申し上げます。

住居を構えている者は不明、住民票が登録があるものは2名、脱退後過去5年間は不明、いても1名か2名だろうということでありまして。組織はございません。

以上です。

◇ ◇ ◇

◎議案第13号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第13，議案第13号に対する質疑を許します。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第13号「西郷村営住宅等条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第14号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第14，議案第14号に対する質疑を許します。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第14号「西郷村集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第15号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第15，議案第15号に対する質疑を許します。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第15号「西郷村公民館条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎議案第16号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第16，議案第16号に対する質疑を許します。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第16号「西郷村道路線の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第17号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第17，議案第17号に対する質疑を許します。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第17号「区域外市道路線認定の承諾について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第18号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第18，議案第18号に対する質疑を許します。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第18号「指定管理者の指定について（高齢者生活支援センター及びデイサービス）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◎議案第19号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第19，議案第19号に対する質疑を許します。
15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番、議案第19号に対しまして質疑いたします。

その質疑の前に、私もこの議案に資料が後ろに添付されているのかどうか確認したんですが、資料が何一つ添付されておりませんので、ここで担当課長に西郷観光株式会社に対するいわゆる指定管理の委託するわけなものですから、この委託するうえで

の金額の積算表、それと業務の仕様書、あと契約書の写し、これを配付していただきたいと、議長においてよろしくお願い申し上げます。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後 2 時 4 0 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 2 時 4 2 分）

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） まだ指定管理については、契約書については、指定管理で、まだ議会の承認を得ていませんので、契約書はまだ作っていません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 大変失礼しました。

それでは積算表ですね、それから、あと業務の委託の仕様書、それから公募をかけた、公募をかけて申請されましたね、西郷観光株式会社。そして審査会で審議されたと思うんですが、そのときの申請書の写し、それについて写しをいただきたいと思います。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより 3 時 1 5 分まで休憩いたします。

（午後 2 時 4 3 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 3 時 1 7 分）

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 請求した資料が届けられておりませんので、暫時休憩いたします。

（午後 3 時 1 7 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 3 時 3 3 分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま休議の間に、休憩の間に、各種資料がお手元に配付されましたが、この資料について商工観光課長より説明を受けたいと存じます。

商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 佐藤議員の質疑にお答えします。

資料なんですけれども、指定管理申請書、西郷温泉健康センター、これが 1 部、あと温泉健康センターの仕様書、それと温泉健康センターの積算基準、これが温泉健康センターの先ほど申された 3 種類です。あと、家族旅行村、これについての指定管理の申請書、あと家族旅行村の仕様書、それと積算基準です。以上の 6 種類です。確認してください。

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはございませんか。（なし）

それでは、質疑を続行いたします。15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ただいま資料をいただいたんですが、本来であれば、これ今ここですぐに質疑しろと言われても、中身を精査しないと質疑できない状況なんです。そのうえで、また取り急ぎであります、私の知っている範囲でちょっとご質問したいと思います。今、家族旅行村の積算内訳ですか、指定管理料の設定内訳いただいたんですが、これ平成21年度になっているんですが、平成24年度分の積算表を私要求したつもりなんですけれども。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 積算基準の右端には21年度の積算額とはなっていますが、真ん中の基準額、これがそうであります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 分かりました。本当にこれ忙しくて、中身見ながら質疑しなきゃならんということでございますけれども、前回の一般質問の中でも課長にお話ししたんですが、肥料、除草剤、これが5年間の間に、いわゆる980円ですか、あと1万で、1万980円確かあったと思います。だけなんです、今回基準が組みますと、これですと基準額として89万のほうですか、89万の基準額なんです。94万1,000円の算定額なんです。除草剤の業務と、それから除草の肥料の施肥の業務委託料と、それから除草剤、いわゆる業務委託料、合計でいくらになるんですか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

平成24年度からの指定管理には、肥料、除草剤、これは除いてあります。これについてはいろいろ問題がありまして、24年度からは原材料として必要なときに支給するように改善しました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） どうしてですか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

前に平成23年の12月頃からいろいろ話がありまして、これは私らほうでも毎月の指定管理、月の月報で確認はしていたんですけれども、確かにそういう指摘がありましたので、24年度からは改善するようにしました。（不規則発言あり）実際に私らほうでも確認もできないものですから、現場、ふっているときとか行ってないで、毎月指定管理の報告書でしかなかったものですから、いろいろ佐藤議員にもいろいろ指摘もありまして、それについては、じゃあ24年度からは改善しようということで改善しました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 一番分かりやすいですね。今、指摘して、結局除草剤は購入していなかったと。また、実際に肥料も購入していなかったと。購入してもしなくても

村長が言うように、何ら問題はなかったと。だから今回その分を引いたと。差し引いて基準額を決めたということですね。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

指定管理料については、従来、確かに肥料代と私らほうで除草剤ということで管理基準を作っておりました。それにつきましては、西郷観光が話すには、除草については手である程度はやっていたと。除草剤の代わりにやっていたという話なんですけれども、実際にそういうことではうまくないということで改善したわけです。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 実際には、その分は委託料としては出していたけれども、実際には買っていなかったと。その分をその西郷観光株式会社が村が、示した業務資料じゃなくて草むしたんだからいいんじゃないかというようなことで済ませてきたと。だから、指定管理委託料の中のいわゆる44%の利益が出たと。だから今回改善したんだというふうに私は理解します。それでよろしいですか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 今の44%の利益というのは、どういう中から出ているか、ちょっと私も分からないわけなんですけれども。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 西郷観光株式会社の平成23年度歳入歳出決算の収支決算書、この中の損益計算書に出ているんじゃないですか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡辺文雄君） 損益計算書の中には、西郷観光のすべて遊具施設とか宿泊施設とか、全部入っての決算書です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） だから、すべての委託管理料を7,700万円を村が委託料を払っていたと。それで、いわゆる西郷観光株式会社は、そのうちの4,214万4,000円、これが原価だと。利益は3,445万9,857円出て、44%の全体としての利益が出たと。だから私は、この管理委託料の見積もりが高かったんじゃないかと。そして、やるべきことをやらないから、お金が浮いたんじゃないかということ私を先ほどから指摘しているんです。それについては、また後で特別委員会の中でやりますから、とりあえずは、ここではその部分は終わります。

課長、お聞きしますが、西郷村長が社長で、一応管理受託となっておりますが、村長が西郷観光株式会社の社長をやっているということは、兼業禁止にはあたりませんか。

（「議事進行」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村長の兼業禁止に値しないかということは、これは法律行為でありますので、兼業禁止に値しないだろうというようなあいまいな答弁はしてもらい

たくないんです、これは法律行為ですから。これからのやっぱり審議にも影響しますので、法律上できちんと兼業禁止に当たるなら当たる、当たらないなら当たらないということをはっきり明解なる答弁を願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 承知いたしました。

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 4 6 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 3 時 5 9 分）

◎休議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 議案第 19 号に対する質疑を続行しておりますけれども、途中ではありますが、時間の延長若しくは会期の延長等を議会運営委員会にご相談を申し上げたいので、これより午後 4 時 30 分まで休憩いたします。

（午後 3 時 5 9 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 4 時 3 0 分）

◎会議時間延長の議決

○議長（鈴木宏始君） ただいま議案第 19 号に対する質疑でございますけれども、ただいま議会運営委員会を開催していただき、ここで本日の時間延長を諮っていただきました。その結果、本日の会議時間を午後 6 時まで延長したいと存じますが、ご異議ございますか。

（「議事進行」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 16 番室井清男君。

○16 番（室井清男君） ただいま議長から、会議時間延長の発言がございましたが、時間延長の話がございましたが、その時間延長をしたことによって、なにか文教委員会の行事がこれはクリアされたのかどうか。クリアされたうえでこうだというんだったらこれはいいんですが。以上です。

○議長（鈴木宏始君） ただいま 16 番室井清男君より議事進行についてのお尋ねがございました。今、私が午後 6 時まで時間延長を申し上げたのは、その後もございまして、本日 6 時までの会議時間では到底日程すべてこなしきれないだろうと、時間的に。そういうことでございますので、もう一度確認のためにはおはかりしますけれども、とりあえず本日の会議時間は午後 6 時までとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、本日の会議時間は午後 6 時まで延長することに決しました。

◇

◇

◇

○議長（鈴木宏始君） 次に、ただいま議会運営委員会で会期の変更について協議をしていただきまして、その結果について議会運営委員長より報告を願います。

12番上田秀人君。

○議会運営委員長（上田秀人君） 会期延長について、議会運営委員会のお話をさせていただきます。

先程来から議案の質疑が継続されているわけでありましてけれども、その中で資料が提出をされました。この資料がかなりボリュームがあるということで、この資料をやはり18名全員が平等に精査をできる時間が必要ではないかというふうな話がありました。そのような中で、その時間を確保するとともに、残っている議案についても、やはり一つひとつがすべて大事な議案であるということで、審議の時間をきちんと確保したいと、こういう旨のお話がございます。会期延長については3月23日まで延長してはどうかということでございます。以上です。

○議長（鈴木宏始君） 議会運営委員長、ご苦労さまでございました。

◇ ◇ ◇

◎会期延長の議決

○議長（鈴木宏始君） ここでおはかりをいたします。

本第1回定例会の会期日程は、本日までとなっておりますが、ただいま議会運営委員長の報告どおり、今月3月23日まで会期を延長することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

したがって、この第1回定例会の会期は、今月23日までと決しました。

◇ ◇ ◇

（「議事進行」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 議事進行についてなんですが、今、議会運営委員長が言われたように、この指定管理につきましての資料をかなりボリュームあるものじゃないかということで、私自身も、ほとんどまだ目を通してない状況でございます。その目を通して、きちんと中を精査してから、また質疑もしたいと思います。そういうことで、先ほども議会運営委員会でお話ししたんですが、でき得れば、このままここで一応本日の会議を打ち切っていただければ、私としては非常に助かるということはお伝えしておきます。

○議長（鈴木宏始君） ただいま議案第19号の質疑の途中であります。そして15番佐藤富男君の持ち時間が発言残時間が47分ございます。

この時点で本日の会議は打ち切って、23日までのただいま決められた会期中で、これを続行したいという旨の発言でございます。

議長より申し上げます。

本日は、ここで散会したいと思います。ご異議ございますか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） それでは、本日は、これにて散会いたします。

会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議は、これで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 本日は、これで延会いたします。

（午後4時37分）

